

知っ得！

日本史研究
最前線！

分国法の真実

—— 明治大学教授 清水克行

分国法は重要なのか？

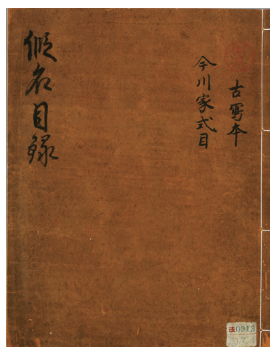
日本史のなかでも「戦国時代」といえば、中学生・高校生にも人気の高い時代だ。かくいう私も、かつて歴史少年だったころは、教科書のページが「戦国時代」の単元に迫るとワクワクしたものだ。しかし、世間の人気とは異なり、残念ながら学校教育での「戦国時代」の扱いは意外に軽い。しかも、合戦や武将の人柄を語る逸話は省略され、「戦国時代」の単元では、「分国法」などという戦国大名たちが制定した退屈な法典の名前が細かく記されるのが常だ。

そして、受験対策ということになると、「戦国時代」の単元は、数ある分国法の名前と制定した大名の名前、その国名を正確に結びつけて暗記する、といういかにも無味乾燥なことが学習のキモになる（教員になってわかったことだが、分国法は試験問題がつくりやすい、というのも、その一因のようだ）。

では、分国法というのは、そんなに戦国時代を理解するうえで大事なものののだろうか。実は、ここ数十年の研究の進展のなかで、分国法は、学校教育や受験対策で重視されるほどには、画期的ではなかったことが明らかにされている。

喧嘩両成敗法、縁座・連座制、城下集住策

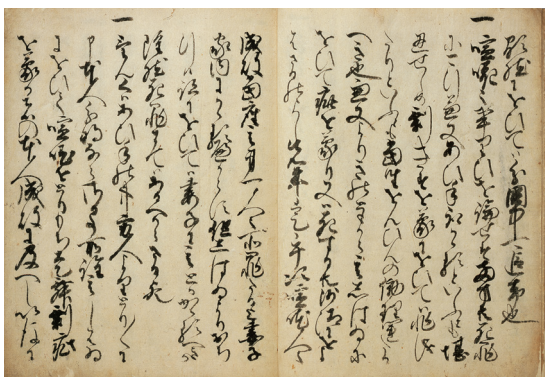
例えば、喧嘩両成敗法。「今川かな目録」*や「甲州法度之次第」に記された、喧嘩をした両者に対して理由を問わず死刑を科すという法で、従来は戦国大名の強権性を示す指標とされてきた。しかし、近年の研究では、喧嘩両成敗類似の措置は、戦国時代以前の民衆世界や領主の法のなかにもみられるもので、決して戦国大名たちのオリジナル



「今川かな目録」（明治大学博物館所蔵。黒川本。表題は後世のもの）

▲表紙

▼喧嘩両成敗法



というわけではないことが明らかになっている。また、両成敗という一見すると専制的に思える措置は、むしろ白黒の判断を明確につけられない権力の脆弱さを示したものとみることができる（その証拠に、安定した統治を実現した江戸幕府は両成敗を公的には採用していない）。

また、縁座・連座といった連帯責任制も、同じく強権的な戦国大名だからこその対応と説明されるのが一般的である。しかし、これも戦国時代以前の村落社会などにふつうにみられるもので、中世社会では個人の過失の責任を家族や地域社会が負うのは当たり前のことだった。

あるいは、家臣の城下集住策なども、「朝倉孝景条々」や、その遺構である一乗谷朝倉氏遺跡などをもとに教科書では、必ず触れられる話題だろう。しかし、朝倉孝景が生きたのは15世紀中ごろ。まだ、その段階では一乗谷では家臣の城下集住は実現できておらず、分国法の記述は孝景の願望を記したものか、あるいは後世の人が孝景に仮託して記したものではないかと考えられている。

以上のように、戦国時代研究の進展のなかで、分国法の画期性というのは、かなりゆらいできていく状況にある。

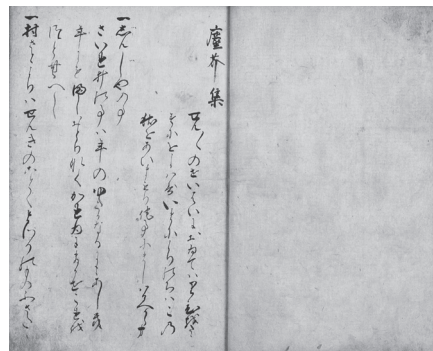
中世社会と法

さらに、中世の社会と法の関係を考えると忘れてはならないのは、その当事者主義的性格である。現代の私たちの社会では、違法な行為を行う者がいれば、警察や裁判所などの公権力が誰にいわれるでもなく、率先して彼らを逮捕して裁いてくれる。しかし、こうした行政・司法によるサービスは職権主義といい、歴史をさかのぼると決して当たり前のことではなかった。戦国時代以前の社会は当事者主義とよばれ、違法なことをする人物がいたとしても、それに被害を受けた当事者が公権力にその事実を告発しない限り、公権力はそれを捕縛したり制裁を加えたりすることもなく、まったく野放しになっていたのである。

例えば、現存するすべての分国法では、自分が他者からなんらかの危害を加えられたとしても、自力で報復行為を行うこと（これを自力救済という）を禁じている。そのため、これだけを見ると、戦国大名の領国では復讐が厳禁され秩序が整っていたかのように思えてしまう。しかし、当事者主義であった、この時代、一方の当事者が告発しない限り復讐は放任されており、法律上は禁止されていたとしても、事実上、復讐は社会に横行していたのである。こうした中世社会の“常識”を理解せずに、分国法を現代の法律のようなイメージでとらえるのは、法の意義を見誤ってしまう危険がある。

しかも、分国法に定められた規定がしっかり守られていた事実を示す証拠は、どの大名も意外に少ない。また、織田・徳川・上杉・毛利など、有名な戦国大名のなかには分国法を制定した形跡がまったくない者も珍しくない。彼らは法典を定めるよりも、大名当主による独裁と慣習法にもとづく臨機応変な施策を選んだのである。分国法による法治主義は唯一絶対の選択肢だったわけではなく、混迷した時代においては、時にそれ以外の対応のほうが効率的ですらあった。

その意味では、分国法には、近代の歴史学者が



▲表紙 ▲巻頭
「塵芥集」（仙台市博物館所蔵。村田本）

戦国大名の領国を近代的な意味での「国家」として把握しようとした際に、その法典に近代の「法」のイメージを重ね合わせて、実態以上に過大な意義を見いだしてしまった側面があるといえる。

しかし、だからといって分国法が無意味なものかということ、そんなことはない。伊達氏の「塵芥集」や大内氏の「大内氏掟書」などをみると、一方で私的な報復（リンチ）を禁じていながらも、もう一方で大名家の処罰に従わない者に対してリンチを許容しているような矛盾した内容がみえる。これは、一方で自力救済を抑止しながらも、他方では自力救済を黙認せざるをえない戦国大名たちの苦衷を反映しているとみるべきだろう。あるいは、当事者主義を基本としながら、不十分ながらも職権主義や公共の利益に対する配慮がうかがえる分国法も存在する。大名たちも悩みながらも新時代に対応しようとしていたのだ。

だから、分国法については、その内容が十全に社会を律していたとは安易に考えず、むしろ自力救済から裁判へ、当事者主義から職権主義へ、という中世から近世への過渡的な様相を示したものとして受けとめる必要があるだろう。そして、何より、それを戦国大名自身が近代法に比べればつたないながらも書き残したという点に、分国法の最大の意義を認めるべきように思う。

【参考文献】

清水克行『喧嘩両成敗の誕生』（講談社選書メチエ、2006年）
同『戦国大名と分国法』（岩波新書、2018年）

※日本史の教科書、資料集などでは「今川仮名目録」の名称が使われるが、「今川かな目録追加」の五条では本法典を「かな目録」と呼称しており、かな表記が正式名称と考えられる。